

港区地域防災計画(令和6年3月修正)(素案)に寄せられた意見について

1 意見数

	件数
(1) 区民意見募集(パブリックコメント) 募集期間：令和5年12月25日～令和6年1月24日 人数：7人(うちインターネット5人、ファックス2人) 閲覧場所：港区ホームページ、防災危機管理室防災課(区役所5階)、区政資料室(区役所3階)、総合案内(区役所1階)、各総合支所、各港区立図書館(みなと図書館・高輪図書館分室を除く)	25件
(2) 地域防災協議会説明会での参加者意見 開催期間：令和6年1月17日～2月19日 回数：7回 人数：93人 ※各地区の会場の参加者数は次のとおりです。 芝地区33人、麻布地区11人、赤坂地区11人、高輪地区23人、芝浦港南地区8人、台場地区7人	8件

2 意見への対応状況

	対応状況	件数	区民意見募集	説明会での主な意見
1	意見を反映し、計画素案を修正したもの	3件	2件	1件
2	計画素案の記載の中で趣旨を反映しているもの	17件	12件	5件
3	計画素案では記述していないが、既存事業等に対応しているもの	11件	9件	2件
4	意見の内容が対応できないもの	0件	0件	0件
5	区政に対する要望等として受けたもの	2件	2件	0件

港区地域防災計画（素案）に寄せられた区民意見に対する区の考え方  
（区民意見募集（パブリックコメント）意見）

No.	区民意見	区分	区の考え方等	対応状況
1	大地震発生後に「地域集合場所へ集まる」という行動指示に反対し、記載削除・修正を求めます。地域集合場所に集合するという行動指示は、専門家などはどう評価してこの結論に至っているのでしょうか。	インターネット	東京都地域防災計画では、区市町村の取組内容として、避難指示等が発令された場合、警察署や消防署の協力を得て、地域や町会・自治会等の単位で、港区では地域集合場所と表現している一時集合場所に避難者を集合させたのち、防災住民組織等のリーダーを中心に集団で、避難場所等へ誘導することとしております。 港区地域防災計画においても、これを踏まえ、原則として地域集合場所に集合するよう定めております。このルールは、適切な避難誘導や安否確認のうえで重要であると考えておりますが、地域の実情や災害の状況により、避難場所へ直接避難することも必要であるため、「避難の流れ」に注意事項を付し、修正しました。	1
2	時期が近く反映困難と思うが、可能な範囲で令和6年能登半島地震災害による教訓も盛り込んで、こうした防災関連の計画を適宜改定・改善してほしいです。	インターネット	令和6年能登半島地震の発生を踏まえ、今回の地域防災計画にも①共同住宅の震災対策(第2部第7章)②災害時自動安否確認システム導入(第2部第6章)③福祉避難所に備蓄物資追加配備(第2部第6章)について追記を行いました。	1
3	「東京都の新たな被害想定」において一時滞在施設も備蓄品が枯渇する可能性があることが指摘されています。港区地域防災計画（案）では、避難所については「物資輸送の体制を強化する方針」が示されているものの、一時滞在施設については考慮されていません。一時滞在施設における備蓄品の枯渇への対応策について示していただきたいです。また、可能な限り在宅避難ができるよう、家庭への備蓄品の支援等を併せて検討すべきです。	インターネット	帰宅困難者対策は、発災後72時間程度は人命救助のための緊急車両の妨げや群衆雪崩等による二次災害を防止するために一斉帰宅を抑制することを主な目的としています。そのため、一時滞在施設となる事業者とは、3日間帰宅困難者を留められる物資を備蓄するような協定を締結し、一定の条件下の下になりますが、東京都と区でその購入費用を全額助成しています。帰宅困難者は、短期間の滞在となるため、輸送体制の強化対象とはしていません 在宅避難者への支援についてですが、区では、家庭での震災対策として、家具の転倒防止やガラスの飛散防止のため「家具転倒防止器具等の助成」を実施し、自ら器具等を取り付けることが困難な障害者や高齢者、妊産婦、ひとり親世帯に対して取付を支援しています。また、令和5年度から、「災害用携帯トイレ」をお住いの世帯人数分無償配布し、在宅避難へのさらなる支援を行っています。	2
4	地球温暖化による海面上昇が懸念されています。区としても、将来的な海面上昇を考慮した防災計画を進めてほしいです。	インターネット	地域防災計画風水害第2部第2章に、浸水が想定される施設について、施設への浸水を防ぎ、区民サービスに影響が生じないようにするとともに、災害対応拠点や区民避難所としての機能を確保するため、浸水が想定される出入口等に止水板や止水シートを設置しています。	2
5	異常気象が増加していることも踏まえ、区独自に豪雪の対応や対策について計画に盛り込むべきではないでしょうか。	インターネット	積雪時に区民生活を守る観点から、区道上等の積雪を速やかに除去し、道路交通等の安全を確保するための態勢として除雪対策本部について地域防災計画風水害第3部第1章に掲載しております。	2
6	災害時は精神や心の疲労や疲弊やストレスが懸念されます。避難者についても最低限の心理的なケアや対応ができないでしょうか。	インターネット	地域防災計画第2部第10章に相談窓口の設置については、DV、児童虐待、介護疲れ等に対応するところのケアができる体制を整備し、区民避難所（地域防災拠点）に相談窓口を設置することと記載しております。窓口には女性相談員やカウンセラーの配置と専門家を派遣し、個室、カーテンで仕切る等のプライバシーに配慮します。	2
7	寒さ対策について、灯油を備蓄するなら石油ストーブを装備して欲しいです。	インターネット	区では、寒さ対策として、避難者一人当たり2枚分の毛布を約12万7千枚、床に敷くマット及びカーペットを約6万3千枚備蓄しております。 また、令和4年度には、特に体温が低下しやすい女性に配慮したカイロを2万8千個備蓄しております。	2

No.	区民意見	区分	区の考え方等	対応状況
8	避難所設営マニュアルについて、地区・避難所ごとに作られるべきだと思います。早急に作成し公開して欲しいです。 避難所を開設する場合、班は誰がどのようにして作るのでしょうか？班の作成は区役所の役目だと思いますがどうでしょうか。	インターネット	現在、避難所ごとに運営マニュアルを随時作成中です。現在、57か所の避難所のうち32か所作成が完了しております。避難所運営にあたっては、地域防災協議会を中心とした区民による避難所運営組織のなかで、30名程度ごとに班を編成してまいります。運営については、区職員と協力して実施してまいります。	2
9	仮設住宅ですが、区内の公園に設置などありましたが、明らかに少ないと思います。また、住民の移動を伴う避難訓練をするべきだと思います。開かれた地域防災協議会にするには、何かよい考えはありますか。	インターネット	仮設住宅については、地域防災計画第3部第17章において区立芝公園に設置することが定められています。また、また、区内の仮設住宅のみでは必要戸数の確保が困難な場合は、必要に応じて他自治体での確保に努めることとしています。 地域防災協議会は、防災住民組織(町会、自治会)、事業所、学校PTAなどで結成された、地域防災の中心を担うための組織になります。お近くの地域防災協議会活動への具体的な参加方法や不明な点等ありましたら、お近くの総合支所協働推進課までご相談ください。	2
10	ライフライン復旧の予想を具体的な日数で明記してほしいです。	ファックス	港区地域防災計画の改定にあたり、根拠として用いている「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～」では「身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相」としてインフラ等の復旧、応急対策活動の展開、避難所での避難生活、自宅での避難生活、帰宅困難者を取り巻く状況の5つを発災直後から1か月後にかけて時系列で定性的に示しております。また、計画内においても第3部第19章にインフラ事業者の一部は記載をしております。下水に関しては「30日以内の機能回復に努める」、電気に関しては「阪神・淡路大震災以降に発生した既往地震災害時には、いずれの地震時にも停電被害の復旧におおむね1週間程度を要している」とされています。	2
11	災害発生後の救援物資の配布場所を明記してほしいです。また、避難所で寝泊まりしない方でも物資の配布はあるのでしょうか。	ファックス	発災後3日分は、避難所に避難してきた方への配布が中心となりますが、国や東京都からの支援物資を含めた4日目以降の分については、在宅避難者を含めた被災者へ区民避難所にて配布します。	2
12	万一、怪我をおったり、著しい体調不良になった場合に治療を受けられる場所の明記してほしいです。	ファックス	震災資料編 震3-11-1に港区をはじめ、周辺区も含めた災害時医療施設を記載しています。また、医療救護所については医療救護所は、第3部第12章に下記のとおり記載しています。 原則として次の場所に設置します。 ①おおむね500人以上収容の区民避難所(地域防災拠点)及び福祉避難所 ②台場地区 台場地区については、区域内に医療施設が乏しいため、発災直後から公共施設に「医療救護所」を開設します。また、交通が途絶し孤立することを考慮し、東京都や隣接区と密接に連携できるよう、事前に調整します。 ③その他災対みなと保健所長が必要と認める場所	2

No.	区民意見	区分	区の考え方等	対応状況
13	町会内の指定避難場所では災害時に何が行われるのでしょうか。また、どこへ行けば飲料水の供給を受けるのでしょうか。	ファックス	地域防災計画、「指定避難場所」という文言は使用しておりません。ご意見いただきました内容は、地域集合場所のことと思われます。地域集合場所については地域防災計画第2部第10章においてお示ししています。地域集合場所は、混乱の発生を防止するために、避難場所に至る前に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として選定しています。飲料水については、災害時給水ステーションとして、区内3箇所(青山公園、シティハイツ桂坂、芝給水所)に設けています。また、区内倉庫に備蓄しているペットボトルの水や受水槽内の水を区民避難所(地域防災拠点)において供給します。	2
14	町会などで用意して置きたい物資の量の明記してほしいです。個人で用意が難しい場合は町会などで用意する必要があると考えますが、目安がはっきりわかりません。	ファックス	備蓄の量として、事業者向けに以下の内容を地域防災計画第2部第4章において示していますので、町会についても参考にしてください。 ・3日分の備蓄量の目安 (1) 水については、1人当たり1日3ℓ、計9ℓ (2) 主食については、1人当たり1日3食、計9食 (3) 毛布については、1人当たり1枚 (4) その他の品目については、物資ごとに必要量を算定 ・備蓄品目の例示 (1) 水：ペットボトル入り飲料水 (2) 主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺 ※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。 (3) その他の物資(特に必要性が高いもの) ・毛布やそれに類する保温シート ・携帯トイレ・簡易トイレ、衛生用品(トイレトーパー等) ・敷物(ビニールシート等) ・携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池 ・救急医療薬品類	2
15	高層ビルや高層マンションの備蓄について、マンション共用の防災備蓄のガイドラインの策定や、指導を行うようにすべきではないでしょうか。	インターネット	高層マンションにおける備蓄については、「港区高層マンション対策ハンドブック」を令和3年に策定し、飲料水や食料品などの備蓄品リストなどを掲載し、配布を行うとともに、マンション向けの防災講座、防災アドバイザーの派遣などにより啓発しています。	3
16	自動販売機について、災害時供給ベンダーなどと呼ばれる種類の災害時に内部飲料が排出可能な自販機の優先的な設置・置き換えを推進できないでしょうか。	インターネット	区では平成31年1月に公衆無線LAN付高機能自動販売機設置に関する連携協定を民間事業者3社と締結し、災害時支援機能として、商用電力が停電となった際も自動販売機内蔵バッテリーにより貯蔵飲料を無償で提供できるようにしております。また、ダストボックス上部の空きスペースに災害対策用備蓄品を格納した自動販売機を区内8か所に設置しています。	3
17	災害時の情報収集・提供として記載されているが、デマ拡大抑止は重要であり、情報信ぴょう性の分析と判断・対応の迅速化は力を入れてほしいです。また、公的な情報発信にもさらに力を入れ、デマや誤情報を否定するアクションを取ることも念頭に置いてほしいです。	インターネット	区ではAIによる情報解析技術を用いることにより、SNS上の情報をより信頼性ある、正確性の高い情報として入手することができる体制を整えています。また、令和6年3月には、現行の区のホームページとは別に防災専用のホームページ(港区防災Webポータル)を構築し、災害時の情報発信の強化を図ってまいります。	3

No.	区民意見	区分	区の考え方等	対応状況
18	地域防災協議会、防災会、防災住民組織、町会とあるが、これらはどのような棲み分けがされていて、住民はどうかすれば、これらの組織に加入したり、活動内容を知ったりすることができるのでしょうか。中堅の年齢の方々にも参加の輪を広げるようにして欲しいです。	インターネット	地域防災協議会とは、防災住民組織(町会、自治会)、事業所、学校PTAなどで結成された、地域防災の中心を担うための組織です。なお、防災住民組織とは、震災から地域社会を町会・自治会等を母体として、住民が自主的に結成した組織です。地域防災協議会の加入および活動内容については、お住まいの地域や町会ごとに異なる場合がございますので、まずは該当の地区の各地区総合支所協働推進課までお問い合わせいただくようお願いしています。主な活動内容についてはホームページ上でもご確認いただけます。	3
19	避難所設営マニュアルがあると書かれていましたが、港区のHPにはお台場の少し前に作られたものがありました。多分、地区ごとに、そして避難所ごとに作られるべきだと思います。早急に作成し公開して欲しいです。	インターネット	現在、避難所ごとに運営マニュアルを随時作成中です。現在、57か所の避難所のうち32か所作成が完了しております。	3
20	避難所毎の設備を知りたいのですが、どうすれば確認できますか？私は南山小学校が避難場所なのでぜひ見学したいです。	インターネット	お近くの総合支所協働推進課へご相談ください。	3
21	港区役所が主体的に避難所設営訓練をすることで、区役所の方々が区内に移動する訓練をされた方が良いと思うのですかどうでしょうか。	インターネット	区内在住職員の初動対応の訓練については、連携自治体や警察・消防等と連携し、毎年、定期的を実施しております。その中において、避難所開設についても実施しています。	3
22	1人当たり必要な備蓄量の明記してほしいです。	ファックス	もしものときの防災マニュアル「大震災に備えて」などでご紹介していますので、ご確認ください。7日以上 の備蓄に努めてくださるようお願いいたします。	3
23	「地区内待機地区」の意味は「火災時、火災による燃焼がほぼない地区」というだけのものでしょうか。この名称であれば、「災害発生後、町会内の指定避難場所に救援物資が届き、給水車も派遣される地区」と思ってしまう。	ファックス	地域防災計画上、「地区内待機地区」という文言は使用しておりません。ご意見の趣旨に当たるものと考えられるものとしては、「地区内残留地区」があります。地区内残留地区は、東京都都市整備局が東京都震災対策条例第47条に基づき避難場所を指定していない地区としております。理由としては、不燃化が進んでおり、万が一火災が発生しても、地区内に大規模な延焼火災の恐れが無く広域的な避難を要しないこととなります。	3
24	タバコのポイ捨てやそれを原因とした火災、受動喫煙など問題があると思います。ホームページに苦情を入れているが放置して、田町駅西口森永ビルの喫煙所を廃止しました。また、たばこルールには罰則もないことは問題があると思います。	インターネット	みなとタバコルールを所管する芝地区総合支所協働推進課及び環境課へ情報提供しました。	5
25	津波や島嶼部での火山活動等の災害により、避難者が多数竹芝を経由して移動する状況が考えられます。島嶼部からの避難者について何らかの想定や対応が定められていないなら一定の考慮や対応計画の策定が必要なのではないでしょうか。	インターネット	東京都では島嶼部において噴火が発生した際の島外避難に関して、火山避難計画を策定しています。火山避難計画においては、都総務局・福祉局が主体となり避難先を決定することとなり、社会福祉施設、医療機関、区市町村が受け入れを行うこととなります。なお、受け入れ自治体については島外避難の規模などをもとに決定されます。現在、東京都等と災害時等相互協力協定を締結し災害時の体制は整えておりますが、今後、東京都において詳細な避難規模や受け入れ先などの検討が行われるとのことなので、その動きを注視し、連携して対策を検討してまいります。	5

港区地域防災計画（素案）に寄せられた区民意見に対する区の考え方  
（地域防災協議会説明会での主な参加者意見）

No.	区民意見	区分	区の考え方等	
1	能登半島地震の例を参考にした計画としてもらいたかったです。情報の伝達が被災地では無いと聞きます。今回課題となっている寒さ、避難、トイレ、水については重視してほしいです。	説明会	令和6年能登半島地震の発生を踏まえ、今回の地域防災計画には①共同住宅の震災対策(第2部第7章)、②災害時自動安否確認システム導入(第2部第6章)、③福祉避難所に備蓄物資追加配備(第2部第6章)について追記を行いました。	1
2	災害時にはトイレが問題になると思います。性能の良い製品を低価格で配備できると良いと思います。	説明会	区ではマンホールトイレや簡易トイレなどの整備を進めておりますが、在宅避難をするうえでは、各自が備蓄を進めていただく必要があります。災害時には、マンションの配管等が損傷し、トイレが使えなくなることがありますが、水や食料に比べ、トイレの備蓄は進んでおりません。そのため、区では、令和5年9月から、携帯トイレを全区民へ配布しております。また、防災用品のあっせんの対象商品の中にも、携帯トイレをご用意しています。災害時のトイレに関する啓発も大事と考えています。地区によっては総合防災訓練などの機会にキャラクターを用いた啓発も行っています。	2
3	災害時に区からの公式情報はどこで出るか教えてください。	説明会	令和6年3月に開設する港区防災 Web ポータルサイトや港区防災情報メール、港区防災ラジオ、防災行政無線など多様な媒体を用いて随時発信していきます。	2
4	区で要配慮者の対策を進めてほしいです。名簿に記載する要配慮者情報を毎年更新できないでしょうか。	説明会	要支援者名簿の登録に関しては、登録内容を毎年、定期的に更新しています。	2
5	阪神淡路大震災や東日本大震災などあるが、亡くなる方は結構災害によって違うと思います。何に気を付けたらいいでしょうか。	説明会	今回の被害想定は首都直下で起こる地震については、建物の中で亡くなる想定が多く出ています。能登半島地震でも建物の倒壊が大きな死亡原因となっています。また室内での家具等の転倒による怪我なども多くなっています。	2
6	被害想定について感覚的に建物全壊と死者数があっていない気がするがどうでしょうか。	説明会	建物の全壊は戸建ての木造住宅などが多いと想定されます。マンションなどと比べ、建物内の居住者数が少ないため、全壊数に比べ死者数が少なくなっているものと考えられます。	2
7	防災意識が薄れてきていると思います。予防対策が大事です。意識を高めるようなことが重要です。マンションとかでは家具転倒防止対策とかが大事だと思います。	説明会	こここのところ数年は、コロナ禍において、総合防災訓練をはじめとした各種訓練が実施できなかったこともあり、防災意識の啓発を十分に実施しづらい環境にありましたが、令和6年能登半島地震の発生もあり、あらためて意識啓発を強化していくことが重要と考えています。なお、家具の転倒防止対策については、令和3年度から転入者へ個別に案内を送付するなど、区の助成事業の周知を強化しています。	3
8	被害想定に“閉じ込め”という文言がありますが、エレベーターはすべて止まるのでしょうか。また、業者が駆け付けるまでどのくらい待たばいいかでしょうか。	説明会	エレベーターの機種により異なりますが、地震時管制運転の機能がついている機種だと、一定規模以上の地震が発生した際、最寄り階で扉が開閉して止まるようになっております。平成30年の大阪府北部地震の際の閉じ込め時間は、最大で5時間20分程度、平均で1時間20分程度でした。ただし、病院などの復旧の優先度が高い施設などもあるため復旧のタイミングが前後することはあります。	3